令和3年度 健診のご案内

健診を受診することで、健診結果から健康状態のチェックや生活習慣の改善ができ、病気の早期発見や早期治療につながります。

協会けんぽでは、年度内お一人様一回に限り、健診費用の一部を補助していますので、ぜひご利用ください。

また、**健診機関では換気や消毒を行って、しっかりと感染予防対策をとっていますので、安心して受診してください。**

生活習慣病予防健診 35歳から74歳までの被保険者(ご本人)様の健診

通常18,865円の健診が最高7,169円の自己負担で受診できます。
3月下旬に健診対象者一覧およびパンフレット等を事業所様へお送りします。

パンフレット等は協会けんぽのホームページからもご確認いただけます。

～受診までのながれ～

協会けんぽへの申込書提出は不要です!

希望の健診機関を決める ➡ 健診機関に予約をする ➡ 健診を受診する

マスクの着用等、感染防止にご協力ください

よくあるご質問

Q. 35歳未満の被保険者は、生活習慣病予防健診の一般健診を受診できますか?

A. 協会けんぽからの補助を受けて受診することはできません。ただし、20歳から38歳の偶数年齢にあたる女性の被保険者は、子宮頸がん検診（単独）を受診できます。

※35歳未満の方は、事業所が実施する定期健康診断を受診することになります。

特定健診 40歳から74歳までの被扶養者(ご家族)様の健診

健診費用のうち、7,150円を協会けんぽが補助します。

健診機関によって自己負担額は異なります。無料で受診できる健診機関も増えていますので、詳しくはホームページをご確認ください。

～受診までのながれ～

4月上旬に被保険者様のご自宅に届きます。

受診券(セット券)が届く ➡ 健診機関に予約をする ➡ 健診を受診する

マスクの着用等、感染防止にご協力ください

よくあるご質問

Q. 受診券が手元にありません。どうすればよいですか?

A. **①令和3年1月上旬までに協会けんぽに加入された方**

4月上旬に被保険者様のご自宅あてにお送りします。その際、あて先不明等で協会けんぽに返送された場合は、事業所様あてに再度送付しますので、お手数ですが、事業所様に受診券が届きましたら対象者様にお渡しください。

②令和3年1月中旬以降に協会けんぽに加入された方

4月下旬以降に被保険者様のご自宅あてに随時発送いたします。受診を急がれる場合や受診券を紛失された場合は、別途「特定健康診査受診券(セット券)申請書」を協会けんぽ京都支部にご提出ください。追って受診券をお送りします。

●お問い合わせ先 保健グループ ☎075-256-8635

●発行者●
全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/
協会けんぽ 京都 検索

保険証の回収にご協力ください。

こちらをチェック!

宛先 〒604-8508
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21
TEL:075-256-8636(企画総務グループ)

令和3年3月分(4月納付分)から 協会けんぽ京都支部の保険料率が改定されます

令和3年度協会けんぽ京都支部保険料率

	健康保険料率			介護保険料率(全国一律)		
	現行		改定後	現行		改定後
給与・賞与の	10.03%	0.03%上昇	10.06%	1.79%	0.01%上昇	1.80%

料額表はこちら

- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 任意継続被保険者の方は、令和3年4月分（4月納付分）の保険料から変更となります。

皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい取り組み

各都道府県の健康保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。

そのため、**事業所を挙げて健康づくり(健康宣言)**に取り組んでいただき、**皆さまが健康診断や保健指導を受けていただく**ことで、疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善が可能となるとともに、事業所における生産性の維持や向上につながります。

また、このような**健康づくりの取り組みを続ける**ことが、将来の医療費の上昇を抑えて、保険料率の伸びを抑えることにつながります。

●お問い合わせ先 企画総務グループ ☎075-256-8636

退職などで健康保険の資格を喪失される方への大切なお知らせ

保険証は退職日の翌日から使えません。

保険証の返却にご協力ください!

退職した方や扶養から外れた方の保険証や高齢受給者証が返却されず、資格のない保険証で医療機関を受診するケース（無資格受診）が増えています。無資格受診は本来協会けんぽが負担する必要のない医療費を支出していることになり、保険料率引き上げの要因にもなります。

ご本人(被保険者)が保険証を使えるのは資格取得日から退職日までです!

ご家族(被扶養者)が保険証を使えるのは**被保険者が退職される日まで**もしくは**扶養解除日の前日**までです。

無効の保険証は速やかに事業所へお返しください。

〈退職される方、扶養から外れる方〉

- 健康保険証、高齢受給者証を**お勤めされていた事業所**へ速やかに返却してください。

〈事業主の方〉

- 回収した保険証等を**資格喪失届等に添付して年金事務所(事務センター)へ提出**してください。

保険証等の返却の流れ

※保険証の返却がない場合は、退職されたご本人に**「健康保険被保険者証の返納について」**を送付し、返却を求めています。

退職等で、資格のない保険証を使って医療機関等を受診された場合について

退職された方へ協会けんぽが負担した**医療費（7～9割）の返還**を求めます。

●お問い合わせ先 レセプトグループ ☎075-256-8634

会社を退職される方へ

健康保険任意継続制度をご存じですか?

任意継続制度とは、退職や勤務時間の短縮等により健康保険の資格を喪失した後も、一定要件のもとに個人で継続して2年間加入できる制度です。

任意継続被保険者となるための要件

① 退職日までに継続して**2か月以上の被保険者期間**があること。

② 退職日の翌日から**20日以内**(※)にお住まいの都道府県の協会けんぽへ「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出（必着）すること。
※退職日前からのお申し込みはできません。

手続き方法について

- お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に**「任意継続被保険者資格取得申出書」**を郵送してください。申出書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。
- **被扶養者を申請する場合は、続柄、収入、同居（別居の場合は仕送りの状況）を確認する書類等が必要です。**ただし、添付書類を省略できる場合がありますので、詳細は「任意継続被保険者資格取得申出書　記入の手引き」をご覧いただくか、協会けんぽホームページをご覧ください。

申請書はこちら!!

新しい保険証について

保険証と初回保険料納付書(※)を同封してお送りいたします。

※初回保険料を納付されないと、加入された日に遡って健康保険の資格を取消しますので、**必ず納付期日までに、お近くの郵便局やコンビニ等で納付してください。**

退職日に係る証明書類の添付について

退職日が確認できる証明書(※)を添付いただくか、健康保険資格喪失証明欄に事業主証明があると**保険証の発行が通常より早くなります。**

※次のいずれか1点
- **事業主が証明した退職証明書 写し**
- **健康保険資格喪失届 写し**
- **雇用保険被保険者離職票 写し**

保険料について

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。原則、**退職前に納付されていた保険料の2倍**(※)になります。

※加入する支部が変更となる場合、都道府県で保険料率が異なるため、保険料が多少変動する場合があります。

※退職時の標準報酬月額が30万円以上の場合、標準報酬月額は30万で計算します

●お問い合わせ先　業務グループ ☎075-256-8631

窓口への来訪自粛のお願い

例年3月中旬から4月中旬は、窓口への来訪者が多い時期ですが、窓口が混雑しますと新型コロナウイルスの感染リスクが高まります。

お申込みに来所されましても、当日に保険証はお渡しできませんので、混雑、待ち時間のない郵送での手続きをご利用ください。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

① マイナンバーカードをカードリーダーにかざす
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

② オンラインであなたの医療保険資格を確認!
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!

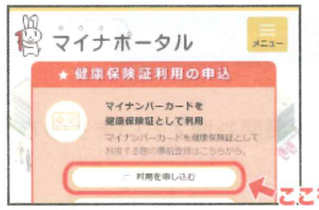

ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

どんないいことが? 6つのメリット

POINT 1 健康保険証としてずっと使える!
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT 2 医療保険の資格確認がスピーディに!
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

POINT 3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT 4 健康管理や医療の質が向上!
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT 5 医療保険の事務コストの削減!
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。
Cost reduction

POINT 6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

健康保険証利用申込のお問い合わせ　マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30